

(高等裁判所経由)

広島地裁民訟第89号

(組ろ-05)

平成25年2月25日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

広島地方裁判所長 高 野 伸

平成24年度執行官事務査察の結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

標記の査察の結果は、下記のとおりです。

記

第1 査察実施日、査察対象執行官及び査察官等

別紙第1(自庁査察)及び別紙第2(全庁査察)のとおり

第2 重点査察事項

1 自庁査察

別紙第3のとおり

2 全庁査察

(1) 事件の処理に関する事項

(2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

(3) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

(4) 予納金、保管金及び保管物に関する事項

第3 査察結果の要旨

別紙第4のとおり

(別紙第1)

査察実施日、査察対象執行官及び査察官等
(自 庁 査 察)

査察実施日	査察対象執行官	査 察 官 等	
		監 督 官	監督補佐官 (補助者を含む。)
24. 6. 22 (金)	広島地方裁判所 (呉支部及び三 次支部兼務) 平 山 福 勇 岩 田 敬 二 内 島 義 弘 坪 山 治 林 雅 彦 世 良 教 生 徳 田 求	広島地方裁判所 裁判官 松 井 千鶴子 裁判官 大 河 三奈子	事 務 局 長 小 林 幹 典 民事首席書記官 永 井 眞 一 事 務 局 次 長 吉 田 弘 之 事 務 局 次 長 寺 崎 益 朗 民事次席書記官 奥 谷 智 子 総括主任書記官 瀧 本 浩 士 会 計 課 長 加 藤 智 之 民事訟廷管理官 森 本 恵理子 主 任 書 記 官 岡 野 忠 主 任 書 記 官 久 代 雅 博 主 任 書 記 官 中 出 誠 主 任 書 記 官 三 村 真 総 括 執 行 官 岩 田 敬 二 会計課課長補佐 安 部 宏 行 広島地方裁判所呉支部 訟 廷 管 理 官 近 藤 悦 示 広島地方裁判所三次支部 主 任 書 記 官 岩 崎 浩 二
24. 7. 4 (水)	広島地方裁判所 福山支部 (尾道支部兼務) 郷 丸 行 宣 杉 原 弘 展	広島地方裁判所 福山支部 裁判官 吉 田 肇 広島地方裁判所 尾道支部 裁判官 佐々木 亘	広島地方裁判所福山支部 庶 務 課 長 森 安 祥 子 主 任 書 記 官 早 志 英 二 主 任 書 記 官 槇 真 弓 広島地方裁判所尾道支部 主 任 書 記 官 石 田 昌 子 総 括 執 行 官 岩 田 敬 二 福山簡易裁判所庶務課長 伊 藤 のりえ

(別紙第2)

査察実施日、査察対象執行官及び査察官等
(全 庁 査 察)

査察実施日	査察対象執行官	査 察 官 等	
		監 督 官	監督補佐官(補助者を含む。)
24. 11. 20 (火)	広島地方裁判所 (呉支部及び三 次支部兼務) 平 山 福 勇 岩 田 敬 二 内 畠 義 弘 坪 山 治 林 雅 彦 世 良 教 生 徳 田 求	広島地方裁判所 裁判官 松 井 千鶴子 裁判官 大 河 三奈子	事 務 局 長 小 林 幹 典 民事首席書記官 永 井 眞 一 事 務 局 次 長 吉 田 弘 之 事 務 局 次 長 寺 崎 益 朗 民事次席書記官 奥 谷 智 子 総括主任書記官 瀧 本 浩 士 会 計 課 長 加 藤 智 之 民事訟廷管理官 森 本 恵理子 主 任 書 記 官 岡 野 忠 主 任 書 記 官 久 代 雅 博 主 任 書 記 官 中 出 誠 主 任 書 記 官 三 村 真 総 括 執 行 官 岩 田 敬 二 会計課課長補佐 滝 川 あけみ 会計課課長補佐 安 部 宏 行 広島地方裁判所呉支部 訟 廷 管 理 官 近 藤 悦 示 広島地方裁判所三次支部 主 任 書 記 官 岩 崎 浩 二

25. 1. 30 (水)	広島地方裁判所 福山支部 (尾道支部兼務) 郷 丸 行 宣 杉 原 弘 展	広島地方裁判所 裁判官 大 河 三奈子	民事首席書記官 永 井 眞 一 事 務 局 次 長 寺 崎 益 朗 総括主任書記官 瀧 本 浩 士 民事訟廷管理官 森 本 恵理子 主 任 書 記 官 久 代 雅 博 主 任 書 記 官 三 村 真 総 括 執 行 官 岩 田 敬 二 会計課課長補佐 滝 川 あけみ 広島地方裁判所尾道支部 主 任 書 記 官 石 田 昌 子 広島地方裁判所福山支部 主 任 書 記 官 早 志 英 二
------------------	---	------------------------	--

(別紙第3)

自庁査察重点査察事項

以下の事項のうち、下表の○印の事項

- (1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項
- (2) 事件の受付及び分配に関する事項
- (3) 事件の処理に関する事項
- (4) 記録、調書その他書類の作成に関する事項
- (5) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- (6) 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- (7) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
- (8) 執行官室の運営に関する事項
- (9) 執行官の使用する事務員に関する事項
- (10) その他必要と認める事項

庁 名	査 察 事 項									
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
本 庁			○	○	○	○				○※1
呉 支 部		○	○	○	○	○				○※1
尾道支部			○		○	○				○※1,2
福山支部			○		○	○				○※1
三次支部		○	○	○	○					○※1

※1 平成23年度の執行官事務査察における指摘事項の改善状況

※2 執行集約に伴う処理態勢の確認

(別紙第4)

査 察 結 果 の 要 旨

広島地方裁判所

第1 査察総括

1 事務処理全般

執行官の取り扱う事件の新受件数の動向については、平成24年12月末現在で前年同時期と比較すると、強制執行事件については、全体では執イが減少傾向にある(約19%減)ものの、執ロ及び執ハについては、ほぼ前年並み(執ロ約1.2%増、執ハ増減なし。)。また、不動産執行事件の新受件数の減少(平成24年12月末現在で前年同月比本庁約15%減、福山支部約30%減)に伴って現況調査命令についても減少傾向(平成24年12月末現在で前年同月比本庁約16%減、福山支部約32%減)にある。

本年度も、昨年度と同様、自庁査察及び全庁査察とも指摘事項はない。

自庁査察及び全庁査察いずれの時期においても、本庁及び福山支部ともに、おおむね迅速かつ適正に処理され、現況調査報告書の提出未済件数は減少している(平成24年12月末現在で前年同月比本庁約31%、福山支部約35%減)。長期未済はない。

なお、平成20年4月から実施している不動産執行事件等の集約処理及び執行官の集中配置については、非常駐支部(呉、尾道及び三次の各支部)の執行官事務取扱書記官等との連携も円滑であり、処理態勢に特段の問題は生じていない。

2 指導監督の在り方

年2回実施する執行官事務査察時には、記録の査閲のほか、執行官監督補佐官である民事首席書記官等が各執行官と個別面談を行い、日ごろの事務処理の実情や事件処理上の問題点、執行官室の運営等について詳細に聴取している。その結果を踏まえて、他の執行官を指導監督する立場にある総括執行官と意見

交換しながら、各執行官の実情を正確に把握した上、適時に指導等を行っている。また、執行官事務査察の結果については、査察時の講評や執行官との意見交換の際に、各執行官に対し、留意事項等について丁寧に説明するとともに、総括執行官と密接に連携を図りながら、執行官側の自律的な指導態勢を促し、自発的な改善措置等が図られるように、別途、総括執行官に対して、監督官側の意向を詳細に伝達している。

さらに、本庁においては、毎月、定期的に執行官監督補佐官と総括執行官とのミーティングを開催している。各支部においても、定期的に執行官監督官、同補佐官及び執行官との定例ミーティングを通じて、執行官の事件処理状況や懸案事項等について意見交換して認識の共通化を図っている。また、非常駐支部への執行官の立寄り回数を増やし、非常駐支部の監督補佐官等と執行官との連携を深めている。

第2 事件の処理に関する事項

1 動産執行事件（執イ）事件

予納金の納付時期及び費用予納後の執行着手までの期間は、おおむね1週間ないし2週間であり、長くても1か月を超える事件はなく、適正迅速に処理されている。

2 明渡執行事件（執ロ）事件

予納金の納付時期及び費用予納後の催告までの期間は、いずれも2週間以内であり、費用予納、催告及び引渡期限等、いずれも法令に基づいて適正迅速に処理されている。

催告から断行までの期間が1か月を超える事件については、いずれも執行裁判所の延長許可を得ており、適正な事務処理がなされていた。

3 保全執行（執ハ）事件

全件、予納金納付から着手までは8日以内であり、また、保全命令が債権者に送達されてから着手までは2週間以内であり、適正迅速な処理がなされている。

る。

係属事件については、保全執行後の現状確認を年に1回及び債権者に対して本案の進捗状況の確認等を年に2回照会しており、おおむね適正な事務処理を行っている。

4 長期未済事件（執イ及び執ロが受理後6か月以上、執ハが受理後3年以上経過した事件）

長期未済事件はない。

5 現況調査事件

現況調査命令の事務処理は、執行事件の集約処理方式により、本庁及び福山支部のみで処理する態勢となっているが、本庁及び福山支部とも、おおむね執行裁判所が定める提出期限内に提出されている。平成24年12月末現在の提出未済件数において、提出期限から2か月以内の割合が、本庁約100%（35件全件）、福山支部約92%（13件中12件）、福山支部の残り1件も3か月以内であり、迅速な事務処理ができています。

なお、福山支部においては、従前、提出期限から2か月以上経過する事案が散見されたため、平成23年度から同支部の執行官監督補佐官及び総括執行官等と連携を密にして同支部の執行官に対する指導監督及び支援態勢を強化し改善を図り、成果を上げてきているところである。

第3 手数料及び費用の算定並びに請求に関する事項

いずれについても、おおむね適正に処理している。

第4 予納金、保管金及び保管物に関する事項

いずれについても、おおむね適正に処理している。

第5 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

福山支部において、備付帳簿の記載終了の日付を、その年の「12月28日」としていたため、「12月31日」付けで記載終了とするよう指導した。

その他、受付日付印の押印漏れがわずかに見受けられるが、おおむね適正に

処理している。

第6、その他

特になし。

(広島高等裁判所経由)

山口地裁民訟第19号

(組ろー05)

平成25年1月22日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

山口地方裁判所長 竹 田 隆

執行官事務の査察結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

平成24年度における当庁管内執行官の事務処理状況に関する査察結果は、別添のとおりです。

平成24年度執行官事務査察報告書

山口地方裁判所

第1 査察対象執行官，査察年月日，査察担当者等

査察対象執行官	査 察 年 月 日	査 察 担 当 者 等
山口地方裁判所本庁 総括執行官 大 森 幹 也 執行官 澤 江 学 本庁兼萩支部 執行官 岩 野 一 美	平成24年6月8日 (自庁)	監督官 裁判官 山 本 善 彦 監督補佐官 事務局長 清 山 智 生 民事首席書記官 細 木 明 久 民事次席書記官 金 谷 静 孝 会計課長 久 恒 敬 司 民事訟廷管理官 宮 迫 教 行 主任書記官 和 田 祐 介 同 清 木 真 穂
	平成24年12月11日 (全庁)	監督官 裁判官 山 本 善 彦 監督補佐官 民事首席書記官 細 木 明 久 事務局次長 小 村 良 幸 民事次席書記官 金 谷 静 孝 民事訟廷管理官 宮 迫 教 行 主任書記官 和 田 祐 介 同 清 木 真 穂 補助者 会計課課長補佐 横 田 幸 男

山口地方裁判所周南支部 執行官 廣 政 淳 雄	平成24年6月19日 (自庁)	監督官 裁判官 久 末 裕 子 監督補佐官 庶務課長兼上席主任書記官 足 立 康 雄 主任書記官 山 本 勝 彦 補助者 総括執行官 大 森 幹 也 庶務係長 兼 重 吉 孝
	平成24年11月30日 (全庁)	監督官 裁判官 山 本 善 彦 監督補佐官 事務局長 清 山 智 生 民事次席書記官 金 谷 静 孝 民事訟廷管理官 宮 迫 教 行 主任書記官 清 木 真 穂 総括執行官 大 森 幹 也 補助者 会計課課長補佐 横 田 幸 男
山口地方裁判所岩国支部 執行官 能 海 俊 典	平成24年6月21日 (自庁)	監督官 裁判官 関 根 規 夫 監督補佐官 庶務課長兼上席主任書記官 宮 前 晃 照 主任書記官 坂 本 慶 二 補助者 総括執行官 大 森 幹 也 会計係長 松 野 一 弘

	平成24年10月15日 (全庁)	監督官 裁判官 山 本 善 彦 監督補佐官 事務局次長 小 村 良 幸 民事次席書記官 金 谷 静 孝 民事訟廷管理官 宮 迫 教 行 主任書記官 和 田 祐 介 総括執行官 大 森 幹 也 補助者 会計課課長補佐 横 田 幸 男
山口地方裁判所下関支部 執行官 林 幸 彦	平成24年6月26日 (自庁)	監督官 裁判官 曳 野 久 男 監督補佐官 庶務課長兼上席主任書記官 安 井 毅 訟廷管理官 牧 野 宏 主任書記官 友 田 英 治 補助者 総括執行官 大 森 幹 也
	平成24年10月22日 (全庁)	監督官 裁判官 山 本 善 彦 監督補佐官 民事首席書記官 細 木 明 久 事務局次長 小 村 良 幸 会計課長 久 恒 敬 司 民事訟廷管理官 宮 迫 教 行 主任書記官 和 田 祐 介 総括執行官 大 森 幹 也

山口地方裁判所宇部支部 執行官 澤 江 学	平成24年6月13日 (自庁)	監督官 裁判官 難 波 宏 監督補佐官 庶務課長兼上席主任書記官 奥 山 壮 一 主任書記官 福 本 英 樹 補助者 総括執行官 大 森 幹 也
	平成24年12月21日 (全庁)	監督官 裁判官 山 本 善 彦 監督補佐官 事務局長 清 山 智 生 民事首席書記官 細 木 明 久 会計課長 久 恒 敬 司 民事訟廷管理官 宮 迫 教 行 主任書記官 清 木 真 穂 総括執行官 大 森 幹 也

第2 重点査察事項

- 1 事件の処理に関する事項
- 2 記録，調書その他の書類の作成に関する事項
- 3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- 4 予納金，保管金及び保管物に関する事項
- 5 帳簿，物品保管票，記録及び簿冊の保管，保存及び廃棄に関する事項
- 6 執行官室の運営に関する事項

第3 査察結果

- 1 事件の処理に関する事項

(1) 事件の動向

平成24年の新受件数の動向については、前年（10月末現在）と比較して、減少傾向を示しており、執イ事件は16パーセント、執ロ事件は13パーセント、執ハ事件は57パーセント、不動産売却事件は33パーセント、現況調査事件は4パーセントの減少であった。

(2) 執行の着手

いずれの庁においても、おおむね、引渡し等の強制執行事件については費用予納後2週間以内に、その他の事件については費用予納後1週間以内に、それぞれ執行の着手がされていた。

(3) 事件の処理状況

ア 執イ事件

平成22年度以降の全庁査察時における執イ事件の未済件数は、別紙1の「執イ事件の未済状況調査表」のとおりである。

いずれの庁においても、当庁の動産執行事務処理要領に従って迅速かつ適正に処理されていた。

イ 執ロ事件

ほとんどの事件で催告後1か月以内に明渡しが行われ、催告後1か月を超える場合には、執行裁判所の延長許可を得ており、その理由も相当なものであった。ただし、自庁査察において、引渡し期限の延長許可を要するにもかかわらず同許可申請の手続を執っていない事件が1件あったため是正を指示したところ、全庁査察時には是正されていた（岩国支部）。

ウ その他の事件処理

いずれも適正に処理されていた。

(4) 長期未済事件

自庁査察において宇部支部に執ロが1件並びに下関支部に執ロが2件及び執ハが3件、全庁査察において下関支部に執ロが1件及び執ハが3件（いず

れも自庁査察時に長期未済として係属していた事件と同事件) あったが、いずれもやむを得ない事由があるもので、適正に処理されていた。

(5) 現況調査

平成19年度以降の全庁査察時における提出期限徒過の件数は別紙2の「現況調査提出期限徒過事件調査表」のとおりで、いずれの庁においても、平成24年度は提出期限を徒過した事件はなく、適正に処理されていた。

2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

執行調書の「執行に立ち会った者等の署名押印」欄に、立会人が押印しなかったときはその事由を記載すべきところ、その記載のない調書があったため、押印しなかった事由を調書に記載するよう指導した(宇部支部)。

3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

(1) 手数料及び費用の算定及び請求

いずれの庁においても、「執行官の手数料及び費用に関する規則」、平成16年3月1日付け最高裁民三第86号民事局長通知「執行官の手数料及び費用の算定基準について」等に基づいて、適正に算定及び請求がされていた。

(2) 現況調査手数料の加算状況

ア. いずれの庁においても、平成11年6月29日付け山口地裁民訟第143号所長通知「現況調査の手数料の加算基準の改定について」に基づいて、適正に算定及び請求がされていた。

なお、いずれの庁においても、加算額が50万円を超える事例はなく、常時加算請求しているような事例もなかった。

イ 手数料請求の証拠書類の保管状況

いずれの庁においても、加算事由の証拠書類が現況調査報告書及び手数料請求内訳明細と共に事件ごとに整理され、適正に保管されていた。

4 予納金、保管金及び保管物に関する事項

(1) 予納金及び保管金に関する事項

いずれの庁においても、保管金の受払は適正に行われていた。また、収支明細簿及び同補助簿も適正に記載され、証拠書類も整理されており、問題はなかった。

(2) 保管物に関する事項

いずれの庁にも保管物はなかった。

5 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

いずれの庁においても、帳簿、物品保管票、記録及び簿冊については、各廃棄年度に適正に処理されていた。また、保管及び保存についても、いずれも [] に、記録と帳簿等が混在しないように整然と排架されていた。なお、 [] の鍵についても、適正に管理されていた。

6 執行官室の運営に関する事項

(1) 危機管理態勢

ア 全庁査察時に、執行官室内の非常ベルのスイッチを押し、動作確認を行ったところ、周南支部においてはスイッチの部分が電池切れにより正常に作動しなかったため、後日電池を交換させ、正常に作動することを確認した。なお、周南支部を除く庁においては、正常に作動することを確認した。

イ いずれの庁においても、事務員が執行官室で一人となった場合に困難当事者への対応が必要となったとき等、援助を必要とする事態が生じたときには、民事部の主任書記官等が対応する態勢が執られていた。

(2) 駐車禁止除外指定者標章

いずれの庁においても、当庁で定められた取扱要領に従って取り扱っており、 [] 等に保管し、適正に管理されていた。

(3) 本庁執行官等との連携

総括執行官を中心として、本庁及び各支部の執行官は面会する機会が頻繁にあり、実務上の相談もできるなど、連携を密に執っている。

(4) 執行裁判所との連携

執行官と係書記官とは連携を密に執っており、必要な場合には執行官と裁判官との間で協議を行っている。

また、総括執行官を執行裁判所のミーティングに出席させたり、総括執行官及び執行官を執行裁判所と評価人候補者との事務打合せに出席させるなどして、執行裁判所と執行官との意思疎通を図っている。

以 上

(別 紙 1)

執イ事件の未済状況調査表

庁	名	本 庁	周 南	萩	岩 国	下 関	宇 部	計
未 済 事 件	平 成 22 年 度 全 庁 査 察 時	0	7	1	6	1 1	4	2 9
	平 成 23 年 度 全 庁 査 察 時	3	3	0	3	1 0	4	2 3
	平 成 24 年 度 全 庁 査 察 時	7	3	1	2	4	3	2 0
う 超 ち 受 理 事 件 後 1 年 を	平 成 22 年 度 全 庁 査 察 時	0	0	0	0	0	0	0
	平 成 23 年 度 全 庁 査 察 時	0	0	0	0	0	0	0
	平 成 24 年 度 全 庁 査 察 時	0	0	0	0	0	0	0

(別紙2)

現況調査提出期限徒過事件調査表

年 度 全庁査察時	本 庁	周 南	萩	岩 国	下 関	宇 部	計
平成19年度 全庁査察時	1	0		0	0		1
平成20年度 全庁査察時	0	0		0	1		1
平成21年度 全庁査察時	0	0		2	0		2
平成22年度 全庁査察時	0	0		1	0		1
平成23年度 全庁査察時	0	1		0	0		1
平成24年度 全庁査察時	0	0		0	0		0

岡山地裁民訟第36号

(組ろー05)

平成25年2月15日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

岡山地方裁判所長 野々上 友 之

平成24年度執行官事務の査察結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

標記の査察結果は、別紙のとおりです。

平成24年度執行官事務査察結果

第1 査察実施日等

別紙1とおり

第2 重点査察事項

- 1 事件の処理に関する事項
- 2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- 3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- 4 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- 5 執行官室の運営に関する事項

第3 査察結果の要旨

1 事件の処理に関する事項

- (1) 動産執行（執イ）、明け渡し等執行（執ロ）、保全執行（執ハ）事件

新受件数及び未済件数の動向は、別紙2「岡山地方裁判所 執行官（執イ、ロ、ハ）新受未済事件数」のとおりである。

全体的に申立件数は減少傾向にあり、いずれの事件も平成23年と比較して減少しているところ、各執行官とも、執行の着手時期（実施）は予納金の納付から2週間以内であり、その後の手続も迅速に処理されており、適正な処理ができています。

受理後2年を超える未済事件（以下「長期未済事件」という。）は、いずれも執ハ事件であり、本庁3件及び倉敷支部2件の合計5件ある。本庁の3件は、不動産占有移転禁止仮処分事件であり、いずれの事件も当事者は同一人である。本案訴訟が平成24年10月16日に確定し、平成25年1月22日に土地明渡執行事件、代替執行（建物収去）事件が申立てられた。

倉敷支部の2件は、動産仮差押え事件であり、いずれの事件も当事者は同一人である。同事件は、本案訴訟の確定判決の帰すうによって処理方針が決まるが、現在、控訴審で審理中であり、本案訴訟の動向については、毎月1

回定期的に確認していた。

長期未済事件については、これまで継続して指導してきた進行管理を十分に行い記録化することが行われており、執行官の事務遅滞といえるものはないが、これらの処理に当たっては、今後も継続して執行裁判所と連絡を密にするように指示した。

なお、平成24年4月から倉敷支部配置の執行官が1人減員となったが、事務処理状況等に問題はなかった。また、本庁から執行官が不定期にてん補している新見支部についても、執行官事務取扱書記官と執行官との連携が図られており、特に問題は生じていない。

(2) 現況調査事件

新受件数及び未済件数の動向は、別紙3「岡山地方裁判所 執行官（現況調査）新受未済事件数」のとおりであり、減少傾向にある。現況調査命令の事務処理は、執行事件の集約処理方式により、本庁（倉敷支部、新見支部管轄を含む）及び津山支部で処理する態勢となっている。

本庁及び津山支部とも、大型宿泊施設の複数物件が存在する複雑事案などを除き、執行裁判所が定める提出期限内に現況調査報告書が提出されており、迅速な事務処理ができています。

なお、倉敷支部管轄の執行事件が本庁に集約されていることから、現況調査を行う倉敷支部配置の執行官と執行裁判所との対面による連携が図りにくいという不便さがあるものの、ファクシミリ、メール、電話等を活用して連携しており、執行裁判所及び本庁執行官室と十分な意思疎通が図られている。

2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

本庁及び各支部とも帳簿諸票の保存廃棄事務は適正に処理されていた。

記録、調書、帳簿その他の書類の作成も概ね適正に処理されていたが、誤記、記載漏れ等のケアレスミスがあったので、正確な記載を心掛けるよう指導した。

なお、昨年指導した事務処理経過の記録化について、主な事務処理とその時

刻を記載してその経過を記録上明らかにするよう改善されていた。

3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

本庁及び各支部とも、旅費の計算を含めて、適正に処理されていた。

なお、明渡しの執行現場の点検時刻や複数事件の執行の着手時刻の記載等は、手数料の計算根拠にもなることから、今後とも、適正であることを疑われることのないよう、引き続き正確な記載をするよう指導した。

4 予納金、保管金及び保管物に関する事項

本庁及び支部とも予納金、保管金の取扱いは、適正に行われていた。

なお、倉敷支部で保管中の仮差押保管物について、棄損や変質等に注意して、定期的に確認するように指導した。

5 執行官室の運営に関する事項

従前と同様に事務処理に支障を来す状況はなかった。

執行官室事務員については、本庁は3人、津山支部及び倉敷支部は各1人であるが、いずれも使用承認を得た上で雇用しており、事務員が担当する事務も、各執行官の指導監督の下、適正な処理が行われており、問題となる点はなかった。

執行官室については、執行官が執行現場に赴くなどによって不在となることがあるが、本庁は、クレーム対応を含めて、執行官室と執行係主任書記官との連携が密にできており、緊急時には執行係主任書記官等が執行官室へ駆けつけられる態勢が執れている。支部については、執行官室と執行官監督補佐官等との連携態勢が執れており、また、各支部執行官室と本庁執行官室との連携も十分図られている。

(別紙1)

平成24年度執行官査察実施日等

岡山地方裁判所

被査察庁	査察実施日	査察対象執行官	査 察 官
本 庁	6月6日(水)	廣田英利 金重光人 安延秀樹 曾根哲雄 檜皮浩二 石岡伸治	監督官 裁判官 下野恭裕 監督補佐官 事務局長 星野満 民事首席書記官 簡井保 事務局次長 伊東好 民事次席書記官 田淵一 会計課長 藤井明夫 民事訟廷管理官 古川忠男 主任書記官 菅原孝志 主任書記官 岡田幹雄 主任書記官 岡田泰次 主任書記官 廣野悟己 主任書記官 藤原伸一 主任書記官 行正博俊
	10月31日(水)	廣田英利 金重光人 安延秀樹 曾根哲雄 檜皮浩二 石岡伸治	監督官 裁判官 下野恭裕 監督補佐官 事務局長 星野満 民事首席書記官 簡井保 事務局次長 伊東好 民事次席書記官 田淵一 会計課長 藤井明夫 民事訟廷管理官 古川忠男 主任書記官 菅原孝志 主任書記官 岡田幹雄 主任書記官 岡田泰次 主任書記官 廣野悟己 主任書記官 藤原伸一 主任書記官 五十嵐康夫 主任書記官 橋本幹夫 補助者 会計課課長補佐 岡田健三

被査寮庁	査察実施日	査察対象執行官	査 察 官
倉敷支部	6月11日 (月)	西山幸正 坪井清純	監督官 裁判官 寺本昌広 監督補佐官 上席主任書記官 星島美喜 主任書記官 吉川茂文 補助者 主任書記官 日笠順司 主任書記官 和氣啓之 (本庁からの参加者) 監督補佐官 民事訟廷管理官 古川忠男 補助者 総括執行官補佐 金重光人
	11月19日 (月)	西山幸正 坪井清純	監督官 裁判官 秋信治也 監督補佐官 事務局長 星野満一 民事次席書記官 田渕亮夫 会計課長 藤井明夫 民事訟廷管理官 古川忠男 主任書記官 廣野悟己 補助者 総括執行官補佐 金重光人
津山支部	6月28日 (木)	田野口 慎	監督官 裁判官 山城 司 監督補佐官 上席主任書記官 梶川 健裕 主任書記官 三信 順裕 補助者 書記官 大賀 徹功 書記官 原 雅之 会計係長 中江 雅之 (本庁からの参加者) 監督補佐官 民事訟廷管理官 古川忠男 補助者 総括執行官補佐 金重光人
	11月9日 (金)	田野口 慎	監督官 裁判官 下野 恭裕 監督補佐官 事務局長 星野 満一 民事次席書記官 田渕 亮夫 民事訟廷管理官 古川 忠男 主任書記官 岡 泰次 補助者 会計課課長補佐 岡田 健三 総括執行官 廣田 英利

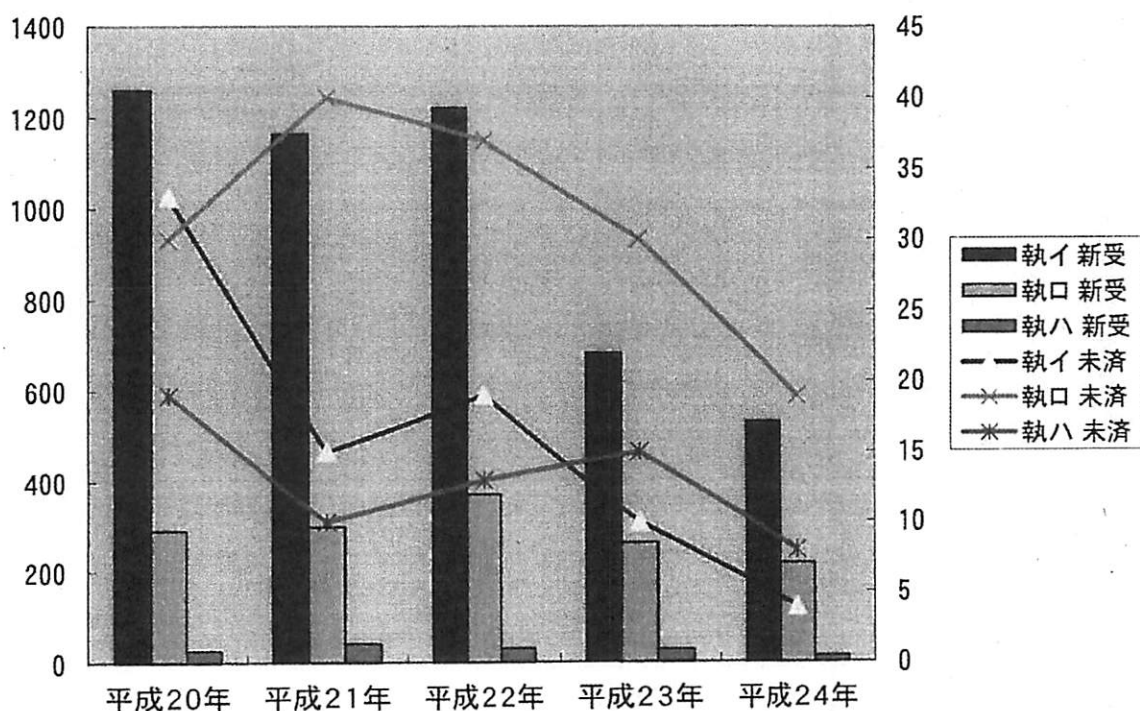
被査察庁	査察実施日	査察対象執行官	査 察 官
新見支部	6月18日（木）	石 岡 伸 治	監督官 裁判官 南 場 裕美子 監督補佐官 主任書記官 青 木 茂 （本庁からの参加者） 監督補佐官 民事訟廷管理官 古 川 忠 男 補助者 総括執行官補佐 金 重 光 人
	10月25日（木）	石 岡 伸 治	監督官 裁判官 下 野 恭 裕 監督補佐官 民事次席書記官 田 渕 亮 一 民事訟廷管理官 古 川 忠 男 総括執行官 廣 田 英 利

(別紙2)

岡山地方裁判所 執行官(執イ、口、ハ) 新受未済事件数

			平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
岡山地本庁	執イ	新受	743	662	686	413	332
		未済	9	3	11	7	2
	執口	新受	179	182	273	178	135
		未済	16	28	31	18	13
	執ハ	新受	19	26	27	19	5
		未済	13	7	9	11	5
岡山地支部 合計	執イ	新受	517	502	535	270	199
		未済	24	12	8	3	2
	執口	新受	112	116	98	84	83
		未済	14	12	6	12	6
	執ハ	新受	7	15	3	9	8
		未済	6	3	4	4	3
岡山地管内 総計	執イ	新受	1260	1164	1221	683	531
		未済	33	15	19	10	4
	執口	新受	291	298	371	262	218
		未済	30	40	37	30	19
	執ハ	新受	26	41	30	28	13
		未済	19	10	13	15	8

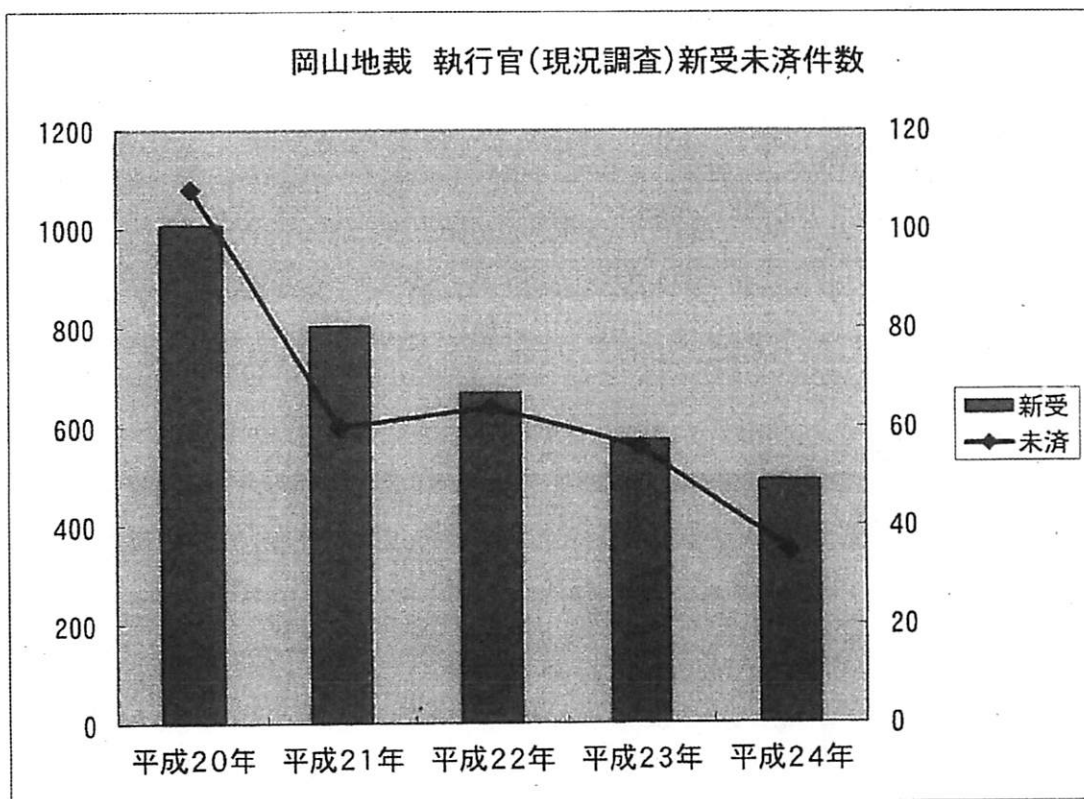
岡山地裁管内総数 執行官事件処理(執イ、口、ハ)



(別紙3)

岡山地方裁判所 執行官(現況調査)新受未済事件数

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
本庁	新受	873	682	574	492	426
	未済	93	41	50	38	24
岡山地裁支部 合計	新受	134	121	94	81	66
	未済	15	19	14	18	11
岡山地管内 総計	新受	1007	803	668	573	492
	未済	108	60	64	56	35



(高等裁判所経由)

鳥取地裁民訟第5号

(組ろ-05)

平成25年1月11日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

鳥取地方裁判所長 橋 本 良 成

執行官事務の査察について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

平成24年度に実施した標記の査察結果は、別紙のとおりです。

(別紙)

鳥取地方裁判所執行官事務査察結果

第1 査察年月日及び査察担当者等

別表第1のとおり

第2 重点査察事項

- 1 事件処理に関する事項
- 2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- 3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- 4 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- 5 執行官室の運営に関する事項
- 6 執行官の使用する事務員に関する事項
- 7 総括執行官による執行官の指導監督に関する事項

第3 査察結果

1 全般的な事項

平成20年度以降の各事件の受理及び未済事件数の推移は、別表第2「執行官新受・未済事件数調査票」のとおりである。昨年から新受事件に減少傾向が見られ、未済事件の著しい増加や過誤もなく、事務処理は順調である。

2 事務処理態勢

執行官は、本庁、倉吉支部及び米子支部に1名ずつ配置されている。

本庁及び米子支部の執行官はいずれもベテランで、そのうち本庁執行官は総括執行官であり、次項に記載したもの以外は、概ね適正迅速な処理ができています。

倉吉支部執行官は、

である。倉吉支部の裁判所の執行事件は、本庁に集約されており、同執行官は、本庁の不動産執行事件の現況調査等を担当するほか、米子支部に週2回てん補して事件処理を行っている。同執行官は、

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
本庁及び米子支部の執行官室の事務員は、[REDACTED]

[REDACTED] 倉吉支部執行官室の事務員は、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

3 重点的査察事項

(1) 事件処理に関する事項

執行事件については、いずれの事件も概ね予納後2週間以内に執行に着手されており、現況調査については、正当な理由なく提出が遅延したものは見受けられず、迅速な処理がなされていた。

事務処理の適正については、本庁において、別表第3の番号8のとおりの問題があったので、今後適正な処理を行うよう指導した。

なお、本庁においては、明渡執行事件の引渡期限の延長等の許可申請について、担当裁判官が不在の場合もあることから、監督補佐官である執行係主任書記官を窓口とするよう執行官に要請した。

(2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

別表第3の番号5ないし7、9、10のとおりの問題があったので、今後適正な処理を行うよう指導した。

(3) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

事件記録及び関係帳簿等により点検したところ、いずれも関係法令及び通達等に従って適正に処理されていた。

なお、昨年度に倉吉支部で手数料の過大徴収が生じたが、同支部執行官による事務員の指導及び点検確認の励行がなされ、今年度は手数料の計算方法を誤った例は全く見られなかった。

(4) 予納金、保管金及び保管物に関する事項

いずれも関係法令及び通達等に従って適正に処理されていた。

(5) 執行官室の運営及び執行官の使用する事務員に関する事項

ア 執行官室の運営に関する経理事務については、関係帳簿及び証拠書類等を点検した結果、適正に処理されていた。

イ 事務員の仕事ぶりについては、第3の2に記載したとおりであり、執行官による日常的な指導が適切に行われており、概ね問題はない。ただし、倉吉支部においては、別表第3の番号1ないし3のとおり、事務員の帳簿等の保存事務に関する知識不足を原因とする誤った処理が見られたので、同支部執行官に対し、通達に基づく適正な処理を指導するよう指導した。また、米子支部では、別表第3の番号4のとおり、帳簿の記載漏れがあったので、同支部執行官に対して、記載漏れが生じないよう事務員の指導をするよう指導した。

ウ 執行官が外勤のため執行官室に不在となる場合があるが、緊急時には、事務員から執行官に連絡をして、指示を受けて対応することとしており、特段の問題は生じていない。

(6) 総括執行官による執行官の指導に関する事項

第3の2に記載したとおり、倉吉支部執行官は、

である。その指導育成について、総括執行官は、採用前から執行官監督官及び同監督補佐官と綿密に打合せを行って、研修計画及びその後の育成指導計画を立案し、それを着実に実践している。具体的には、導入研修や実務研修で充実した指導を行ったほか、その後も、米子支部執行官とともに、倉吉支部執行官の相談に応じるだけでなく、一步踏み込んで、日常の

事務処理状況を観察し、適時適切な助言等を行い、さらに執行官の間で円滑なコミュニケーションを取ることができる態勢を構築している。

また、総括執行官は、全庁査察だけでなく、自庁査察の際にも支部に赴いて査察を行っているほか、3月と9月にも支部の執行官事務について検査を行っており、その際にも支部執行官と意見交換等を行っている。

(別表第1)

査 察 年 月 日 及 び 査 察 担 当 者 等

		自庁査察			全庁査察		
被査察庁		鳥取	倉吉	米子	鳥取	倉吉	米子
査察年月日		24.6.7	24.6.28	24.6.5	24.12.6	24.12.13	24.12.10
被査察執行官		田淵伸生 山野剛司	山野剛司	高垣俊夫 山野剛司	田淵伸生 山野剛司	山野剛司	高垣俊夫 山野剛司
査察担当者及び補助者	監督官	鳥取地方裁判所 判 事 和久田 斉	○		○	○	○
		鳥取地方裁判所倉吉支部 判 事 前 原 栄 智		○			
		鳥取地方裁判所米子支部 判 事 上 杉 英 司		○			
		民事首席書記官 垣 屋 聡	○		○	○	○
		事務局次長 加 島 雅 章	○		○	○	○
		民事訟廷管理官 清 水 章 浩	○		○	○	○
		主任書記官 泉 圭 介	○		○	○	○
		会計課長 岩 井 修 一	○				○
		会計課長補佐 吉 田 正 博			○	○	
		会計課經理係長 本 多 収	○		○		
		裁判所事務官 福 田 淳 子					○
		裁判所事務官 山 口 景 子				○	
		総括執行官 田 淵 伸 生				○	○
		倉吉支部 主任書記官 建 井 賢 治		○			
		米子支部 庶務課長兼上席主任書記官 鶴 原 憲 治		○			
		主任書記官 黒 田 康 弘		○			

(別表第2)

執行官新受・未済事件数調査票

鳥取地方裁判所

庁 名		鳥取本庁		倉吉支部		米子支部	
事 件	年度	受 理	未 済	受 理	未 済	受 理	未 済
総 数	20	799	88	85	17	626	74
	21	748	58	95	8	610	79
	22	690	35	94	8	507	34
	23	437	28	46	0	314	17
	24	333	36	39	4	233	23
	(前年同期)	402	25	46	6	292	18
動産執行等 (執イ)	20	174	13	67	13	194	17
	21	122	6	87	5	142	9
	22	141	4	82	4	127	7
	23	54	2	35	0	53	1
	24	42	6	31	2	36	4
	(前年同期)	49	3	35	2	49	2
不動産引渡等 (執ロ)	20	10	2	18	4	31	2
	21	30	1	8	3	28	3
	22	42	5	11	3	30	1
	23	21	1	11	0	14	1
	24	32	10	7	1	13	0
	(前年同期)	19	2	11	4	13	1
保全処分等 (執ハ)	20	2	2	0	0	0	0
	21	1	0	0	0	5	2
	22	0	0	1	1	2	2
	23	1	1	0	0	0	0
	24	0	1	1	1	1	0
	(前年同期)	1	1	0	0	0	0
不動産等売却	20	368	51			237	39
	21	378	35			273	53
	22	339	18			245	22
	23	241	20			149	9
	24	159	13			112	10
	(前年同期)	216	13			140	15
現況調査	20	245	20			164	16
	21	217	16			162	12
	22	168	8			103	2
	23	120	4			98	6
	24	100	6			71	9
	(前年同期)	117	6			90	0
その他	20	0	0	0	0	0	0
	21	0	0	0	0	0	0
	22	0	0	0	0	0	0
	23	0	0	0	0	0	0
	24	0	0	0	0	0	0
	(前年同期)	0	0	0	0	0	0

※ 平成24年度は11月末日現在

(別表第3)

指 摘 事 項 等 一 覧

番号	本庁・支部	事件種類 又は 帳簿等種別	指摘事項等
1	倉吉支部	帳簿等保存簿	平成23年度に完結した送達事件の関係書類を綴じた簿冊の保存を記載していない。
2	倉吉支部	刑事送達等事件簿 拒絶証書作成等事件簿 強制執行等事件簿（執ハ） 事件関係送付簿	保存済みの事件簿に、記載を終えた旨及びその年月日の記載が無く、押印もされていない。
3	倉吉支部	強制執行等事件簿（執イ） 強制執行等事件簿（執ハ）	平成23年12月31日までは記載を終えたとは言えないのに、保存済みの平成23年度事件簿に、記載を終えた年月日として、同年12月中の日を記載している。
4	米子支部	強制執行等事件簿（執ロ）	目的物欄の記入をしていない（1件）。
5	本庁	動産執行	「執行日時・指定・通知」表の指定日時欄をなぞり書きで訂正しており、「3日」であるか「5日」であるか判然としない状況であった（明確に訂正し、訂正印を押捺されたい。）。
6	倉吉支部	動産執行	配当表の損害金欄に誤記があった（配当額に影響はない。）。
7	本庁	明渡執行	引渡期限の延長がなされ、催告もなされているが、調書を作成していない。
8	本庁	明渡執行	引渡期限の延長許可を得ておくか、引渡期限内に執行すべきであるのに、引渡期限を1日経過した日に明渡執行をしている。
9	倉吉支部	明渡執行	明渡し催告の公示書に「引渡期限」と記載すべきを「明渡期限」と誤記している。
10	米子支部	明渡執行	明渡しの調書に、立会人として債務者法人代表者を記載しているが、同人は途中で退出し、後は同法人の従業員が立ち会っているのに、同欄に同社従業員の記載はなく、また、立会人の署名押印欄には、債務者法人代表者又は従業員の署名押印がなく、立会人（債務者法人代表者）が途中退出したために署名押印できない旨の記載もない。

(広島高等裁判所経由)

松江地裁民訟第26号

(組ろー05)

平成25年2月12日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

松江地方裁判所長 山 寄 和 信

執行官事務の査察結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

平成24年度に実施した標記の査察結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日・査察官等

(1) 自庁査察

別紙1のとおり

(2) 全庁査察

別紙2のとおり

2 被査察執行官

別紙3のとおり

3 重点査察事項

(1) 事件の処理に関する事項

(2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

(3) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

(4) 予納金、保管金及び保管物に関する事項

4 査察結果

別紙4のとおり

(別紙1)

平成24年度執行官事務査察(自庁査察)日程

被 査 察 庁	日 程	査 察 事 務 担 当 者 等
本 庁	5月22日(火)	監 督 官 河 村 浩 監督補佐官 高 田 晃 由 同 岩 崎 正 彦 同 石 川 厚 同 品 川 裕 正
出 雲 支 部	6月 7日(木)	監 督 官 三 島 琢 監督補佐官 昌 司 昇 同 岩 崎 浩 明
浜 田 支 部	6月15日(金)	監 督 官 矢 作 泰 幸 監督補佐官 大 野 圭 二 同 濱 下 修 一郎
益 田 支 部	6月21日(木)	監 督 官 矢 作 泰 幸 監督補佐官 金 川 直 樹
西 郷 支 部	6月19日(火)	監 督 官 早 田 久 子 監督補佐官 高 田 晃 由

(別紙2)

平成24年度執行官事務査察(全庁査察)日程

被 査 察 庁	日 程	査 察 事 務 担 当 者 等
本 庁	11月30日(金)	監 督 官 河 村 浩 監督補佐官 藤 井 享 同 高 田 晃 由 同 高 瀬 雄 二 同 石 川 厚 同 品 川 裕 正
出 雲 支 部	10月22日(月)	監 督 官 河 村 浩 監督補佐官 高 田 晃 由 同 高 岩 崎 正 彦 同 高 瀬 雄 二 同 石 川 厚 総括執行官 井 上 幸 三
浜 田 支 部	11月16日(金)	監 督 官 河 村 浩 監督補佐官 高 田 晃 由 同 高 岩 崎 正 彦 同 高 瀬 雄 二 同 石 川 厚 総括執行官 井 上 幸 三
益 田 支 部	11月15日(木)	監 督 官 河 村 浩 監督補佐官 藤 井 享 同 高 田 晃 由 同 高 瀬 雄 二 同 石 川 厚 総括執行官 井 上 幸 三
西 郷 支 部	10月12日(金)	監 督 官 早 田 久 子 監督補佐官 高 田 晃 由 同 高 岩 崎 正 彦 同 高 瀬 雄 二 同 石 川 厚

(別紙3)

被 査 察 執 行 官 名 簿

被 査 察 庁	執 行 官
本 庁	松江地方裁判所執行官 井 上 幸 三 同 糸 井 良 樹 同 深ヶ迫 幸 雄
出 雲 支 部	松江地方裁判所出雲支部執行官 井 上 幸 三 同 糸 井 良 樹 同 深ヶ迫 幸 雄
浜 田 支 部	松江地方裁判所浜田支部執行官 深ヶ迫 幸 雄
益 田 支 部	松江地方裁判所益田支部執行官 深ヶ迫 幸 雄
西 郷 支 部	松江地方裁判所西郷支部執行官事務取扱書記官 安 井 秀 樹

(別紙 4)

査 察 結 果

第 1 事件の処理に関する事項

1 長期未済事件（2年以上）の処理

(1) 担保不動産収益執行事件

松江地方裁判所平成19年（執ロ）第35号事件及び松江地方裁判所益田支部平成22年（執ロ）第1号事件が係属しているが、管理人である執行官から定期的に管理・収益状況報告書が提出されており、3ないし4か月毎に弁済金交付がなされている。事務処理は適正であり、特に指摘する事項はない。

(2) 仮処分執行事件

松江地方裁判所浜田支部平成22年（執ハ）第1号土地占有移転禁止仮処分事件1件が未済となっている。執行着手後本案事件の進行に関する照会等の事務は、適正に処理されていた。

2 その他の事件の処理状況

(1) 動産執行事件（執イ）

本庁及び管内各支部ともに、予納金納付後、速やかに執行に着手されており、事務処理は適正であり、特に指摘する事項はない。

(2) 不動産明渡執行事件等（執ロ）

本庁及び管内各支部ともに、予納金納付後、速やかに執行に着手されている。催告手続等の事務処理は適正であり、特に指摘する事項はない。

(3) 保全執行事件（執ハ）

本庁及び管内各支部ともに、予納金の納付、期日指定、執行実施及びその他の事務について適正に処理されており、特に指摘する事項はない。

(4) 現況調査事件

本庁において、査察日現在、提出期限を経過した後、報告書が提出されて

いない事件が1件あったが、対象物件が多数で、借地も多く、借地契約の調査に時間を要するやむを得ない事情が存在するものであった。

執行官に対し、売却実施の実現に向けて迅速適正な事務処理に努めるよう要請したところ、本年2月末までに提出予定である旨の報告を受けている。

第2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

書類の受理、書類及び調書の作成とも適正に処理されており、特に指摘する事項はない。

第3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

適正に処理されており、特に指摘する事項はない。

第4 予納金、保管金及び保管物に関する事項

予納金及び保管金については、事件記録及び保管金事務処理システムから出力した帳票を照合した結果、いずれも符合し、適正に事務処理がなされていた。保管物については取扱事例がなかった。